

1 事業名

所沢市手数料条例の一部改正

2 事業の概要

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、手数料を徴収する事項及び区分並びに金額を定めた別表について、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、写しの交付等に伴う手数料の項目を追加する。
- (2) 個人番号を通知するための「通知カード」が廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に伴う手数料の項目を削除する。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第68号 所沢市手数料条例の一部を改正する条例

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民票又は戸籍の附票の写しの交付	200円
<u>住民票又は戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	<u>200円</u>
住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200円
<u>住民票又は戸籍の附票の除票の記載事項に関する証明書の交付</u>	<u>200円</u>
不在籍、不在住に関する証明書の交付	200円
略	
住民基本台帳法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000円
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	800円
略	

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民票又は戸籍の附票の写しの交付	200円
住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200円
不在籍、不在住に関する証明書の交付	200円
略	
住民基本台帳法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000円
<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	<u>500円</u>
<u>番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	800円
略	